

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	
根拠法令等及び条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条	
処分基準	根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。</p>	